

# 救護者保護に関わる法的整理(法制化)についての提言

＜抜粋＞

令和5年12月2日

日本賠償科学会・日本救急医学会

---

1. 最大の医療資源である医療従事者が緊急事態に積極的に対応でき、以て社会全体における救助活動促進につながるよう、法整備を求める。

2. 次の理念の下に法整備にあたられたい。

(ア) 医療従事者は、日常的に社会において連帯する人々の突然の傷病や災難に対して、できる限りの診療にあたり、寄り添い、心の安寧の提供に努める。

(イ) 医療需給が不均衡な状況において、急病や災難による窮地の人々を救うために善意の行動をとった場合、できることを良識的かつ誠実に行った医療従事者に対して、行為の結果については責任を問わない。

---